

令和3年度青森市立浪岡野沢小学校「学校いじめ防止基本方針」

青森市立浪岡野沢小学校

1 はじめに（学校いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え）

学校教育にかかわる課題は、家庭や社会の実情に伴って大きく変化し、また、多岐にわたり、加えて、複雑化・多様化してきている。しかし、状況がどのように変化しようとも、学校においては、児童一人一人の課題が解決され、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かで「生きる力」を身に付けることのできる「子どもが主役となる学校づくり」に向けた教育活動が展開・推進され、日々の学校生活が児童一人一人にとって豊かで充実したものとなるよう鋭意取り組んでいかなければならない。ましてや、学校教育の基盤としての、児童が安心して教育を受ける機会を脅かされることがあっては絶対にならない。

全ての児童が日々の学校生活を、安心して、明るく楽しく、豊かで充実したものとして送ることができるよう、いじめ根絶に向けて取り組んでいくため、次のように、本校における学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめを防止するための組織を設置する。

2 本校の基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、次のように取り組む。

(1) いじめの問題へ対応するために必要なこと

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い意識をもつこと
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ・関係者が一体となって取り組むこと

(2) 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- ・児童、教職員の人権感覚を高める
- ・児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する
- ・いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関等との連携を深めていく

(3) 学校の教育活動全体を通じての取組

- ・すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人づくりを行う
- ・すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをさらに進める
- ・学校、保護者、地域そして関係者が一体となった継続的な取り組みを行っていく

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」は、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」である。また、平成29年度より「けんか」も心身の苦痛を生じさせるものが多く、いじめと認知することとした。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受けとめ、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

「いじめ」を受けている児童は、教師に真実や胸の内を明かさないケースもあるため、本人の言動だけで認知しないということがないようにする。

(2) いじめの構造や態様, 背景

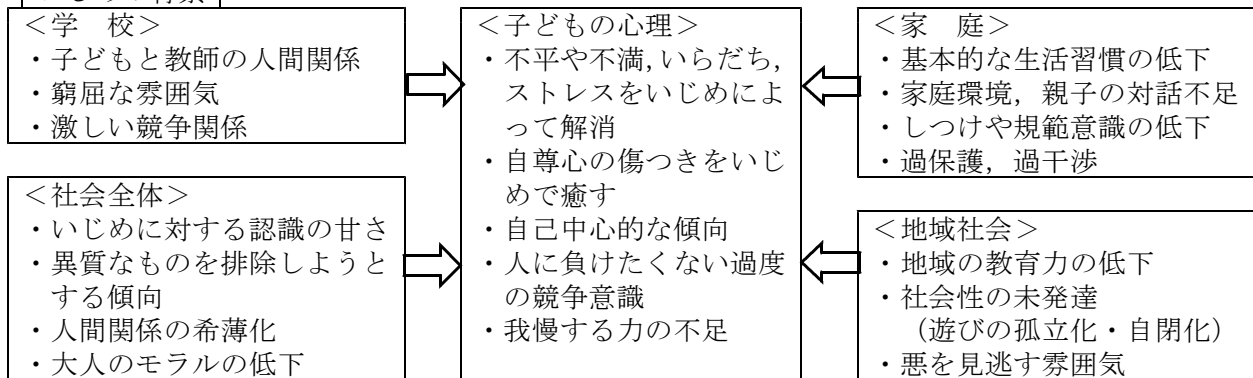
いじめの構造

- ・被害者・・・いじめられている子
- ・加害者・・・いじめている子 (いじめを指示している子)
- ・観衆・・・いじめをはやしたてたり, おもしろがっている子
- ・傍観者・・・見て見ぬふりをしている子

いじめの態様

- ・冷やかし, からかわれる, 悪口や脅し文句, いやなことを言われたり書かれたりする
- ・仲間はずれ, 集団による無視をされる
- ・故意にぶつかってきたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする
- ・金品をたかられたり, 隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを書かれる
- ・その他

いじめの背景



4 いじめ防止のために

(1) 未然防止の取り組み

いじめ問題への対応では, いじめを起こさせないための予防的な取組が求められる。本校においては, 教育活動全体を通じて, 以下の取り組みを行っていく。

①授業改善に関わる取り組み

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの充実
- ・全ての児童が授業に参加でき, 授業を通して自己有用感を味わわせるための授業改善

②児童生徒の居場所づくり, 絆づくり (人間関係づくり) を目的とした取り組み

- ・学年・学級経営の充実
- ・なかよし班活動, 地域交流体験の充実
- 【4月】 なかよし班顔合わせ 【6月】 プール開き(約束・使い方)
- 【9月】 遠足(オリエンテーリング) 【2月】 雪に親しむ集会
- 【11月～2月】 3～6年…吉野田獅子踊体験学習
- 【4月～12月】 3年…りんご作り体験学習 4年…大豆作り体験学習 5年…稲作体験学習
- 【11月】 もちつき体験学習, 公民館祭り, 保育園や老人施設との交流

③いじめに関する学習等の取り組み

- 【6月】 いじめゼロ宣言集会 (リトルJUMPチームの活動として実施)
- 【10月】 思いやり集会 <参照: 指導事例集>
- 【8月, 1月】 長期休業明けの, いじめの防止に関わる道徳の授業や学級活動等の実施
- 【4月～2月】 ソーシャルスキルトレーニング (SST)

(2) 早期発見・早期対応の取り組み

- ①生活・健康アンケートや定期的な個人面談などの取り組み
 - ・日常的な児童観察・児童理解
 - ・日常的に児童の生活を把握するための生活、健康アンケートの実施
 - 【毎月20日】いじめに関するアンケートの実施（学級担任）※市教委・当事者保護者への報告
 - 【8月, 1月】生活、健康アンケートの実施（養護教諭）※出校日
 - ・児童が気軽に相談できる教育相談・個人面談の実施
 - 【6月, 10月, 1月】児童教育相談・個人面談
 - ・長期休業明け前後の児童観察・理解
 - 【8月, 1月】長期休業中と休業明けの出校日にアンケート及び面談の実施 ※出校日
- ②保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取り組み
 - 【7月】保護者教育相談・個人面談
 - 【10月, 2月】いじめに関する保護者アンケートの実施
- ③教職員間の温度差を解消する取り組み
 - ・いじめ防止にかかわる「校内研修会」の実施
 - 【4月】「学校いじめ防止基本方針」「いじめの認知」、「いじめ防止に関わる校内研修資料」を用いた校内研修
 - 【8月】いじめ防止推進教師によるいじめ認知の勉強会（予定）
 - ・全教職員のいじめに対しての共通理解と取組に対しての共通認識
 - 【毎週水曜日】児童に関する情報交換会・いじめ防止等対策委員会
 - 【11月～2月】いじめ防止のための取組アンケート実施・評価・改善
- ④カウンセリングアドバイザー, スクールカウンセラーとの連携
 - 【4月～3月】毎月1回程度 教職員・児童・保護者との教育相談の実施

(3) いじめの組織的な対応の中核となる人材と市教委への報告

- ①いじめ防止推進教師の配置といじめ防止等対策委員会の設置
 - ・教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し、分析体制の構築を図る。
 - 【4月】いじめ防止推進教師の配置
 - ・教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報の分析、対策
 - 【4月～3月】いじめ防止等対策委員会の設置・召集(毎週水曜日)

(a) いじめ防止のための校内体制

ア 日常の校内指導体制

「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見に向けた校内体制・指導体制を確立する。＜図1参照＞

イ いじめ発生時の校内指導体制

いじめを発見した場合や、児童や保護者からの相談・情報提供を受けた場合には、「いじめ防止等対策委員会」において情報収集や事実確認を行い、いじめの事実を確認した場合はいじめと認知し、組織的に対応して解消に努める。いじめの事実を確認できなかった場合は、認知しないで適切に見守る。＜図2参照＞

(b) ネット上のいじめへの対応

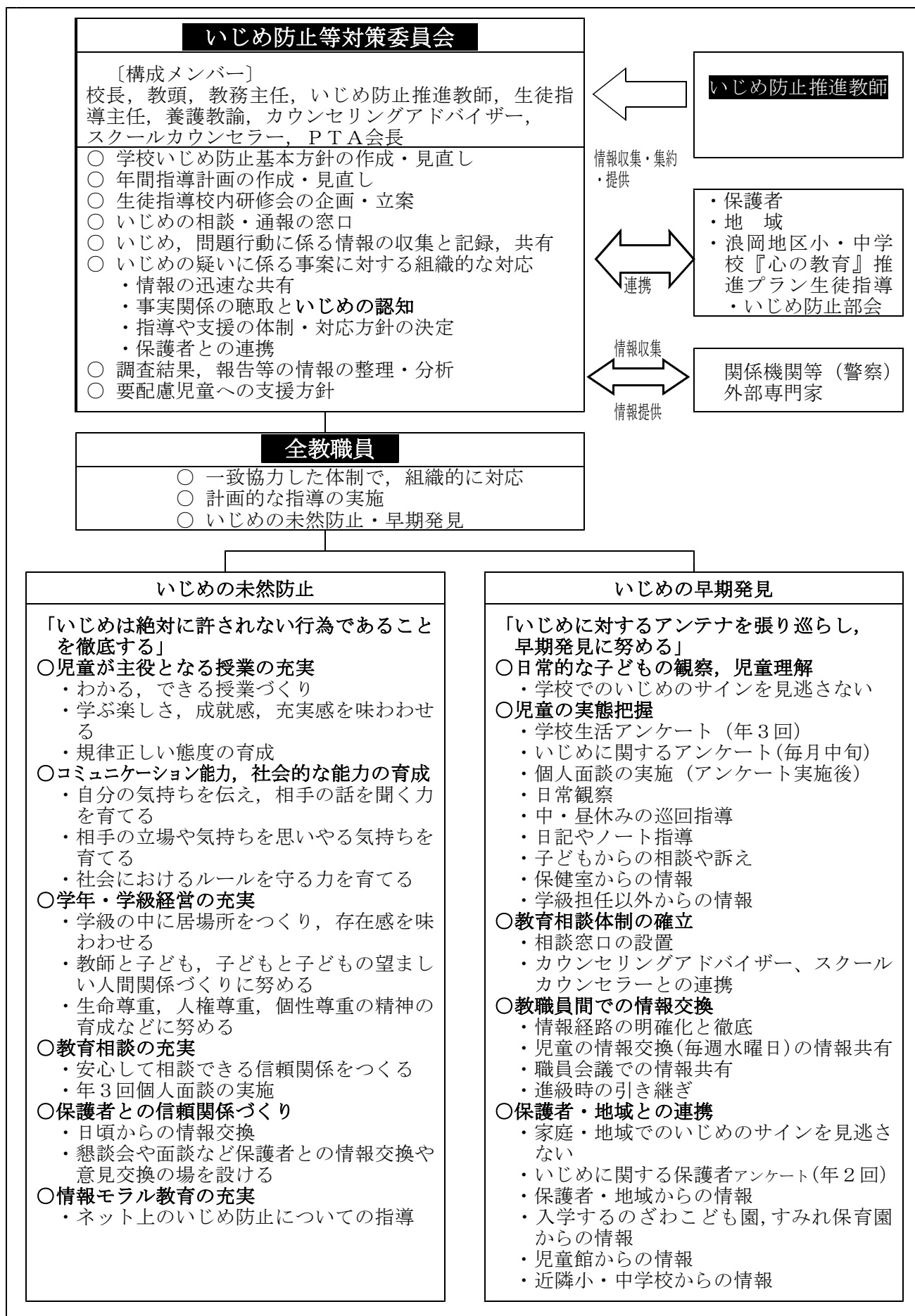
ネット上の不適切な書き込みやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、名誉毀損やプライバシー侵害などのおそれがあるため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

また、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、青森市教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて、外部の専門機関に援助・協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察署に通報する。

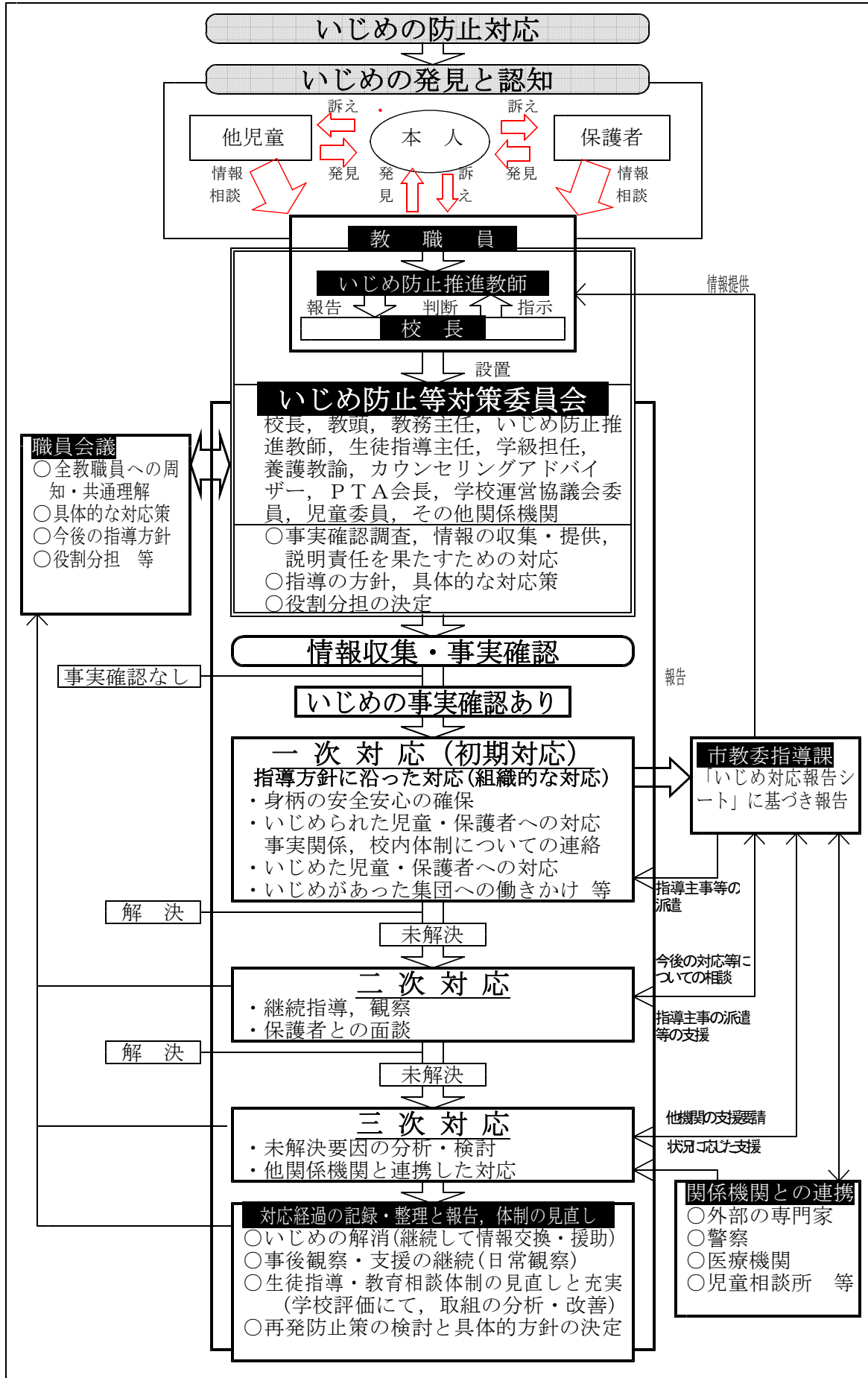
②いじめを認知した場合の市教委への報告

- ・いじめの認知及び初期対応後は、「いじめ対応シート」を提出
- ・毎月末までに、「(月例) いじめの状況報告書」を提出
- ・認知したいじめについては、3ヶ月間にわたるいじめの行為の有無、かつ被害者児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談や電話連絡等により確認
- ・いじめに係る諸記録等の保存期間を5年とする。

< 図 1 > いじめ防止に向けた校内体制（平常時）



<図2>いじめへの対処における体制(いじめ発生時)



5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※具体的には、次のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査する。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

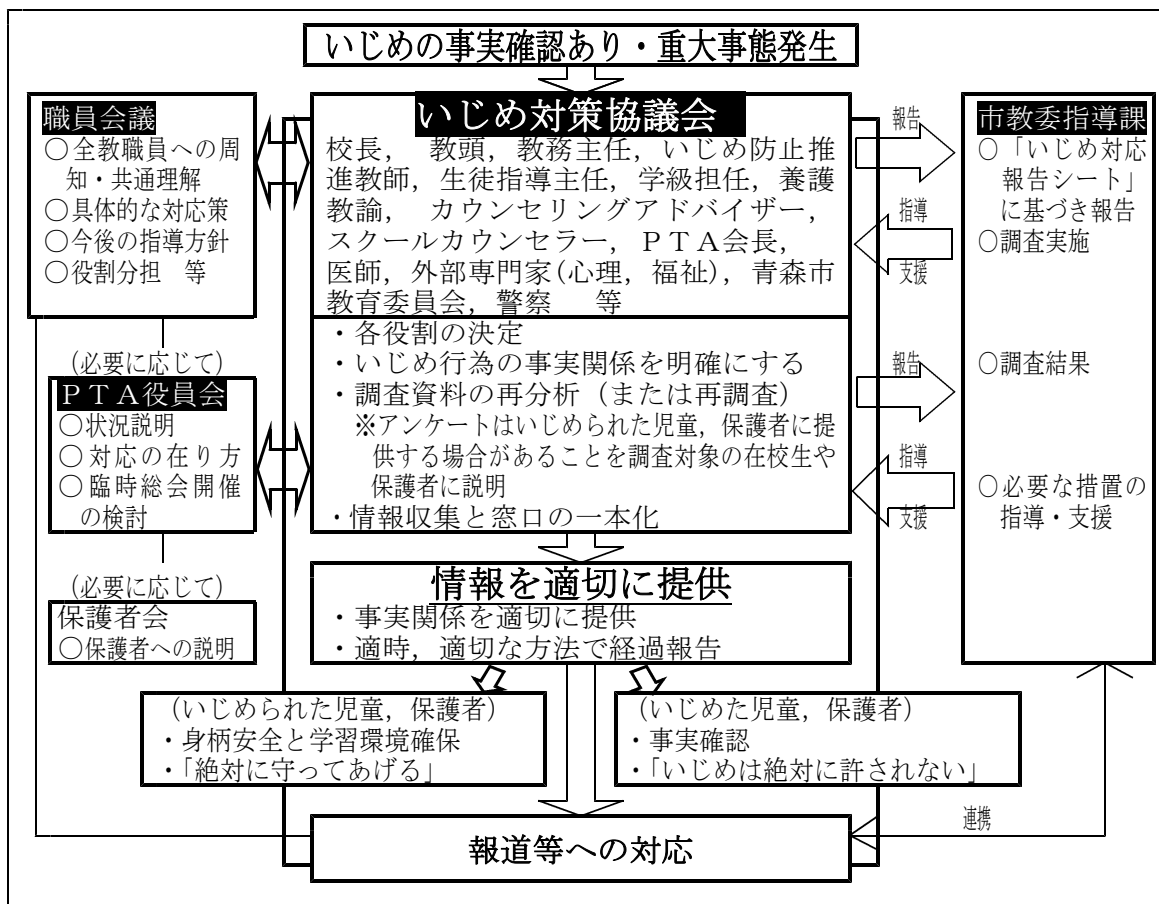
(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発覚した時点で、いじめ対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。〈図3参照〉

同時に、いじめ対策協議会のメンバーにより、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消していく。

学校が重大事態と判断した場合、青森市教育委員会に報告するとともに、青森市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

〈図3〉 いじめへの対処における体制(重大事態発生時)



6 評価

いじめ防止のための取組（基本方針、年間指導計画、指導体制、早期発見・早期対応、家庭・地域との連携等）については、年度末に向けて(必要に応じて適時)、教職員、児童、保護者を対象としたアンケートを実施し、評価・分析する。また、評価結果を受けて、計画の見直しを行う。